

34933

00234

毎週火、金曜日発行(但)  
昭和四年四月十五日第一号

# 鳥取県公報

目

次

鳥取市東町一丁目二二〇番地

により告示する。  
昭和三十九年一月七日

鳥取県知事 石破二朗

一

埋立の免許を受けた者

二

埋立の場所及びその面積

三

米子市旗ヶ崎字荒神西灘一、二三三番ノ一地先三〇、

四

九〇五平方メートル(関係図面は、土木部管理課に保

管)

△告示 公有水面の埋立の免許  
牛の糞てつ検査等の実施

△公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

信号機の設置場所

△人委告示 職員の任用に関する規則に基く選考の基  
準の一部改正

△公告 第三種冷凍機械主任者免状に係る作業主任者  
試験の実施

告 示

鳥取県告示第一号  
公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、昭和三十八年十二月二十一日次のとおり

公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十二条の規定

鳥取県告示第二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ

昭和三十八年十二月二十一日から

昭和四十四年三月三十一日まで

火曜日 鳥取県公報 第3493号

(第三種郵便物  
認可)

三十一日		中原、元山
三十日	十日 氣高郡氣高町 宝木家畜検診場	
三十一日	十一日	"
"	十四日	"
"	十六日	"
"	十七日	瑞穂 "
"	十八日	"
"	二十日	"
"	二十一日	"
"	二十二日	"
"	二十三日	"
"	二十四日	青谷町 勝部家畜検診場
"	二十五日	洪村家畜保健衛
"	二十六日	"
"	二十七日	中郷 "
"	二十八日	日置谷 "
"	二十九日	"
"	三十日	"
三十一日	青谷	"

公安局員會告示

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

鳥取県公安委員会委員長 堀 安成文

1 聽聞の期日及び場所

(1) 八頭郡佐治村大字春谷四三三  
聴聞当事者の住所及び氏名

火曜日 鳥取県公報 第3493号

(第3種郵便物  
認可)

三十一日		中原、元山
三十日	十日 氣高郡氣高町 宝木家畜検診場	
三十一日	十一日	"
"	十四日	"
"	十六日	"
"	十七日	瑞穂 "
"	十八日	"
"	二十日	"
"	二十一日	"
"	二十二日	"
"	二十三日	"
"	二十四日	青谷町 勝部家畜検診場
"	二十五日	洪村家畜保健衛
"	二十六日	"
"	二十七日	中郷 "
"	二十八日	日置谷 "
"	二十九日	"
"	三十日	"
三十一日	青谷	"

て、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施する  
から、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六  
号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及  
び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後二  
月以内のものを除く。

四 實施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

別表	肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬	実施期日	実施区域	実施場所
一月、十六日	西伯郡溝口町	中祖、宮原検診場	二部、畠地	"
十七日	"	"	"	"
十八日	"	江府町	如来原、助沢	"
二十一日	日野町	黒坂、檜原	"	"
二十七日	日南町	河上、宮内、矢戸	"	"
十八日	"	三栄、九山、霞	"	"
二十日	"	福塚、神戸、中野	"	"
二十一日	上坂、豊栄、井原	"	"	"
二十二日	大原、笠木神社前	"	"	"
二十三日	茶屋、熊培	"	"	"
二十五日	小濁、福万来、佐々木谷	"	"	"
二十七日	新山、新屋、多里	"	"	"
二十八日	萩原、萩山、滑	"	"	"
二十九日	折渡、粟谷、印賀	"	"	"
三十日	宝谷、中津合	"	"	"

100

**別表** 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

00338

00339

00337

- (2) 岩美郡福部村大字細川三五九 自動車運転者 岡 村 博 愛  
 (3) 鳥取市立川町五丁目 小 林 孝 行  
 (4) 鳥取市円通寺九一五 自動車運転者 村 上 晃 一  
 (5) 鳥取市西町四の四二五 自動車運転者 坂 本 茂 雄  
 (6) 八頭郡智頭町大字穂見八六 自動車運転者 林 田 恒 一  
 (7) 米子地区 聽聞の期日及び場所  
 昭和三十九年一月三十日 午後一時から  
 1. 聽聞当事者の住所及び氏名  
 米子市万能町六・米子警察署  
 2. 聽聞当事者の住所及び氏名  
 (1) 東伯郡赤崎町大字出上七一  
 自動車運転者 前 田 広 光  
 (2) 米子市花園町四〇  
 自動車運転者 野 津 元 春  
 (3) 米子市角盤町二丁目一二〇  
 自動車運転者 沢 田 英 昭  
 (4) 境港市明治町一の二  
 自動車運転者 中 西 隆 彦  
 (5) 西伯郡岸本町遠藤三五  
 自動車運転者 高 井 孝 宏  
 (6) 日野郡溝口町二部一、八二八  
 自動車運転者 藤原邦夫こと崔根述  
 (7) 米子市錦町一丁目七  
 自動車運転者 高 井 孝 宏  
 (8) 米子市花園町四〇  
 自動車運転者 野 津 元 春  
 (9) 米子市角盤町二丁目一二〇  
 自動車運転者 沢 田 英 昭  
 (10) 境港市明治町一の二  
 自動車運転者 中 西 隆 彦  
 (11) 東伯郡赤崎町大字赤崎七三五  
 自動車運転者 大 谷 一 寿  
 (12) 米子市陰田六四六  
 自動車運転者 森 本 保  
 鳥取県公安委員会告示第二号  
 道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第四条第一項の規定に基づき、交通整理用自動信号機の設置場所を次のように定める。  
 昭和三十九年一月七日  
 鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文  
 設置場所  
 一一級国道二十九号線と県道鳥取国府線の結合点である鳥取市吉方町五一二番地地先十字路(林質店前十字路)  
 二 県道倉吉江府線と県道倉吉停車場線及び県道広瀬倉吉停車場線の結合点である倉吉市明治町一・〇三一の二番地地先十字路(倉吉駅前十字路)
- (2) 西伯郡日吉津村日吉津三九五 自動車運転者 杉 谷 哲 夫  
 (3) 西伯郡大山町豊藤三五  
 自動車運転者 高 井 孝 宏  
 (4) 米子市錦町一丁目七  
 自動車運転者 藤原邦夫こと崔根述  
 (5) 西伯郡岸本町遠藤三五  
 自動車運転者 高 井 孝 宏  
 (6) 日野郡溝口町二部一、八二八  
 自動車運転者 藤原邦夫こと崔根述  
 (7) 米子市花園町四〇  
 自動車運転者 野 津 元 春  
 (8) 米子市花園町四〇  
 自動車運転者 野 津 元 春  
 (9) 米子市角盤町二丁目一二〇  
 自動車運転者 沢 田 英 昭  
 (10) 境港市明治町一の二  
 自動車運転者 中 西 隆 彦  
 (11) 東伯郡赤崎町大字赤崎七三五  
 自動車運転者 大 谷 一 寿  
 (12) 米子市陰田六四六  
 自動車運転者 森 本 保  
 鳥取県人事委員会告示第一号  
 職員の任用に関する規則に基く選考の基準(昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号)の一部を次のように改正し、昭和三十九年一月一日から適用する。  
 昭和三十九年一月七日  
 鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午  
 3. 勤務成績良好な者を二等級の職に昇任させようとするときは、経験年数又は在等級年数に六割五分以上上の割合を乗じて得た年数をもつて経験年数又は在等級年数とすることができます。

